

○国立大学法人お茶の水女子大学海外渡航者の安否確認実施要項

平成30年3月30日

制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学災害時における安否確認実施要項第2条第2項の規定に基づき、海外で災害・テロ等の緊急事態が発生した際に、財務会計システム及び学生安否確認システム（以下「システム等」という。）を活用して行う、国立大学法人お茶の水女子大学の職員及び学生の渡航状況の確認及び当該地域への渡航者に対する安否確認に関し必要な事項を定める。

(実施責任者)

第2条 システム等の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、国際交流を担当する副学長をもって充てる。

- 2 実施責任者に事故があるときは、代理の順位として、総務を担当する副学長、教育を担当する副学長の順位とする。

(情報管理者)

第3条 システム等による情報管理者（以下「情報管理者」という。）は、総務課長、人事労務課長、財務課長、学務課長、学生・キャリア支援課長、附属学校課長及び国際課長をもって充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、情報管理者として、実施責任者が指名する者を加えることができる。
- 3 情報管理者は、実施責任者の指示の下、渡航者の把握及び安否確認等を行う。

(実施手順)

第4条 実施手順は次のとおりとする。

- (1) 情報管理者は、常に海外渡航者の情報把握に努めるとともに、情報の整理を行い、実施責任者の求めに応じて海外渡航者の情報を提供する。
- (2) 実施責任者は、海外で災害・テロ等の緊急事態が発生した際、当該地域への渡航者の把握について、情報管理者に指示する。
- (3) 情報管理者は、当該地域への渡航者情報を実施責任者に報告する。
- (4) 情報管理者は、緊急事態に応じた渡航者への連絡内容及び照会内容を整理し、実施責任者の了承の後、対象者にメール等を配信し安否等の確認を行い、実施責任者及び副学長（事務総括）に報告する。
- (5) 実施責任者は、学長及び危機管理を担当する副学長に結果を報告する。

(6) 学長は前号の報告を受け、事象への対処のために必要があると判断する場合は、速やかに危機管理対策本部を設置する。

(訓練)

第5条 システム等の運用に関する訓練は、実施責任者の指示の下、年1回以上行うものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はリスクマネジメント委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月15日から施行し、令和2年6月15日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。